

令和6年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和6年9月17日（第12日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	吉岡正博	9番	大串武次
2番	岸川信義	10番	吉岡英允
3番	友田香将雄	11番	草場祥則
4番	重富邦夫	12番	井崎好信
5番	中村秀子	13番	内野さよ子
6番	定松弘介	14番	西山清則
7番	前田弘次郎	15番	溝上良夫
8番	溝口誠	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	中村政文
企画財政課長	大串恭隆	総合戦略課長	山口裕一
税務課長	出雲誠	住民課長	谷川友子
保健福祉課長	木須英喜	長寿社会課長	小野勉
生活環境課長	土井一	農業振興課長	吉村浩
商工観光課長	谷崎孝則	農村整備課長	吉村大樹
建設課長	鶴田浩紀	会計管理者	久原美穂
学校教育課長	久原正好	新しい学校づくり課長	永石敏
生涯学習課長	矢川靖章	農業委員会事務局長	山下英治

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原賢一
課長補佐	川崎常弘
議事係書記	草場雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	草場祥則	12番	井崎好信
-----	------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第43号 白石町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について

日程第3 議案第44号 白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第45号 白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第46号 白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第47号 白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第48号 白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第49号 白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第50号 白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第51号 白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をお取りください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則119条の規定により、本日の会議録署名議員として、草場祥則議員、井崎好信議員の兩名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第43号「白石町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第43号「白石町職員の公益的法人等への派遣に関する条例の制定について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第44号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○吉岡正博議員

まず、2点質問いたします。

報酬審議会条例第2条で、町長は議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは審議会の意見を聴くものとする規定がされております。議員報酬の額を改正しようとした理由は、まず何でしょうか。

2つ目です。審議会報酬の5%引上げ答申を今回は尊重し、妥当とされまして執行部案とされた理由、課長議案説明書にある現在の社会情勢を考慮しとは、具体的にどのような社会情勢をどのように考慮されたのかお尋ねいたします。

○中村政文総務課長

まず、1つ目の町長が議員報酬の額を改定しようとした理由は何ですかということでございます。

特別職報酬審議会では、議員等については市町村合併から19年が経過をしているが、これまで改定が行われておらず、この間、特別職等の状況及び町を取り巻く社会、経済情勢も変化をしているとの内容で、町長から特別職報酬等審議会へ諮問をいたしております。

まず1つ目に、合併から一度も改定がなされていないこと、2つ目が県内町などの議員報酬等の状況を勘案して、それと3つ目といたしまして社会情勢の変化等の理由によりまして現在の議員の報酬が適正かということ判断するために、特別職報酬等審議会を開催したということでございます。そこで、審議会より議員報酬については一律5%の答申ということをお受けいたしましたので、町といたしましてもその答申を尊重しまして、今議会で増額の条例案を上程させていただいているところでございます。

2つ目の報酬等審議会の5%引上げ答申を今回は尊重し、妥当とされ、執行部案とされた理由はということでございます。

まずは、住民代表で構成をされました審議会委員が導いた答申でございましたので、尊重すべきだというふうに考えたところでございます。また、5%の引上げを妥当とした理由といたしましては、県内町の状況の均衡を図ってというところと消費者物価指数が平成17年合併時と令和4年を比較しますと5.9ポイントの上昇というところがございます。また、平成20年の審議会でも5%アップの答申がございましたけれども、その直後の社会情勢の変化、リーマン・ショックではございますが、このことによりまして町でこの引上げを見送られたという経緯がございます。このときの5%のアップも考慮をしております。それと、最後には町の財政状況ということが挙げられます。

また、社会情勢とは具体的にはということでございます。

社会情勢とは、経済状況、気候変動、環境、また保健医療などが挙げられると思われませんが、今回の審議会におきましては経済の状況、先ほど申しました消費者物価指数等を資料として提示をしまして、先ほど申しました5%の引上げの理由などで判断をさせていただいたところでございます。

以上です。

○吉岡正博議員

それでは、もう一つお尋ねなんですけど、議会議員活動は町執行部、三役、町長、副町長、教育長に比べまして、議場外、役場外での活動が非常に多くて、そこが住民の方々には見えないところが非常にあります。それで、報酬審議会委員に議会議員活動に知識がある住民の方を入れる必要を感じますけれども、そういう委員が今回おられたんでしょうか、お尋ねいたします。

○中村政文総務課長

今回の審議会の中におきましても、この委員会というのはどのようなものがあるのかとか、議会の会期中以外でもいろいろと議員活動をされているなどの発言等ございましたが、その具体的な内容を協議するというまでは至ってはおりませんでした。

町村議会議員の議員報酬等のあり方検討委員会の最終報告では、審議会委員の委嘱に当たっては、議会を熟知している者を要請をすると、議会の現状を知ってもらういい機会であるとありますので、そのような方を委員に委嘱をするということは、議員報酬の審議をする上では必要なことではないかなというふうに考えております。適正なその報酬等を審議する場合には、委員の継続性も必要であります。今後審議会を開催する際はそのような方の御意見等も聞きながら検討していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○吉岡正博議員

「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論をいたします。

私の経歴、特別職報酬審議会担当職員、議会事務局職員の経験で申し上げますと、白石町の議員報酬は平成17年の3町合併のときに旧3町の平均額をもって定められました。つまり、報酬額が減額となった議員もありました。以来、委員長報酬を設けた以外は20年間据え置いています。この間に、議員定数は26人から18人、そして16人と4割削減しました。平成20年には報酬5%増の地域会答申がありましたが、後のリーマン・ショックの経済情勢の中で増額が見送られた経緯があります。

白石町は政務調査費がありませんので、議員活動の文具、燃料費、調査研修費の多くを議員報酬から支出しておりますが、この20年間の消費者物価指数は先ほど約5.9%の上昇とのことです。一方、平均賃金は統計によりますが、就業構造の変化により1.5%の増のようです。今回の報酬5%増は、消費者物価指数の上昇率の以下ですが、平均賃金に比べれば上昇率以上のようなので、心苦しいところがありますが、経緯を含めて住民に許容していただける範囲と判断し、ありがたく賛成します。

しかしながら、現在の政治と金の問題や議員に対する厳しい社会の目があります。そこで、議員は襟を正し、報酬に見合う議員自身の研さんと議会の存在意義を住民に納得していただく必要があります。

つきましては、議員の皆さん、今まで以上に議員力、議会力の向上を図ることを前提に、この条例案に賛同していただきたく、賛成の討論といたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、討論を終わります。

これより議案第44号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第45号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第45号「白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第46号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第46号「白石町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第47号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

本条例の改正につきまして、幾つか質問させていただきます。

この件については、私も一般質問のほうで取り上げさせていただきましたが、今回の利用料の改定の背景としまして、物価高の高騰であったり、人件費のこともあるということと伺っております。その中で、この1,000円の値上げというところの根拠について具体的などころがなかったというふうに理解しておりますので、そちらのこの1,000円という金額になった根拠というところを少し教えていただければというふうに思っております。

また2つ目に、この今現在の利用料の金額については、各ほかの県内の自治体の金

額からすると安いほうだということ、値上げ後に関してもこの金額は高いほうではないという答弁がありました。この金額、他の9町の実際のところを確認させていただきますと、玄海町を除くところに関しては利用料は2,000円ないしは3,000円というところで設定されておりまして、太良町のみ1,500円という設定でありました。

今回、この3,000円というところで設定しても、確かに他の町から比べても同じ水準になるというふうに見えるところではあるんですけども、実際ここにはおやつ代という形で別の料金がかかります。それも含めた形でトータル的な金額を含めますと、一般質問のほうにもお話しさせていただきましたように、佐賀西部地区に関しては一番高い金額というふうになっております。このトータルの負担額として、この負担額は改めて高くはないという認識なのではないでしょうか。また、江北町に関しては1,500円以上、大町に関しては2,000円以上開きが出る形になります。この金額差は大した金額差ではないというふうな認識でしょうか。そちらのほうもお願いします。

また、例えば答弁の中には佐賀市さんの民営化の話であったり、近隣市町のほうでの民営化の話もあって、本町としても民営化のことも考えていきたいということであったんですけども、ということであれば、町は財政負担軽減策としてこの民営化を考えられているという認識でよろしいのでしょうか。こちらのほう、よろしく申し上げます。

○木須英喜保健福祉課長

学童保育の負担金の条例での答弁をさせていただきます。

質問として4項目あったかと思えます。

まず、一番最初の1,000円の値上げ幅となった根拠はということですが、負担金の納付方法といたしまして、児童の保護者に納付書を配付しまして会計室や町内金融機関等で納付をいただいております。1,000円の値上げ幅となった根拠はということですが、特段保護的な根拠はございません。県内市町の状況を見ても、御存じだと思いますが、ほぼ1,000円、500円単位での設定となっております。今後も、人件費の高騰等により運営費が増加されることが予想される中で、適正な利用者負担の観点及び健全な事業運営を進めるために、将来にわたり段階的な負担金の改定も検討していくというふうに考えております。その一環として捉えていただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目でございます。他市町の中でも高いほうではないという考えだったが、トータルの負担金として高くなっていないとの認識なのかという御質問でございました。

これにつきましては、基本的な考え方といたしまして、現行の負担金体制は平成17年の合併以来一度も改定を行っていないということ、それから2つ目、国の運営費の考え方の中で保護者が負担する割合を50%程度と想定されていること、このことでは白石町には15%程度と大きな開きがございます。3つ目、他市町における放課後児童クラブの利用料は平均すると月額4,000円程度ということでございます。以上のことから、今後も人件費の高騰等により運営費が増加することが予想されている中で、適正な利用者負担の観点及び健全な事業運営を進めるために、負担金の増額を行いた

いというふうに考えております。

議員言われる利用料以外のおやつ代、延長料金等につきましては、各クラブにおいて徴収するところ、しないところ、また基本料に含めているところなど、運営形態等によりまして様々に異なっております。あくまでも基本料ベースでの金額を申しますと、近隣においては太良町が1,500円、大町町が2,000円、江北町の公設民営では3,000円、民設民営で5,000円、嬉野市が3,000円、鹿島市と武雄市が4,000円であり、平均すると3,214円となります。決して3,000円が高いほうではないというふうに考えております。

それから3つ目、江北と大町との開きのことですが、これについても答弁させていただきます。

先ほども申し上げましたが、現在大町町が2,000円、江北町の公設民営では3,000円、民設民営で5,000円となっております。

それから、民営化の考えが答弁の中に出てきたが、財政負担軽減策として民営化を考えているのかというところでございます。

こちらについての答弁といたしましては、今後学童支援員の確保、処遇改善のための運営費の増大は必然のことというふうに思われます。民営化は財政負担軽減策ではということですが、その一面は全くないとは言えません。しかしながら、民営化を進めた場合、利用料の値上げは他自治体の状況を見てみますと致し方ないことかと思われれます。ただ、急激な負担増は住民サービスの面からも好ましくないというふうに考えておりますので、あくまでも仮定の話ですが、町からの業務委託費の中に負担料の低減措置として恒久的な財政負担が発生することも考えられます。委託事業者との業務内容の検討、また支援員の確保等、できるだけ事業費が含まれないように協議していくことになろうかというふうに考えております。

現在、放課後児童クラブは町で会計年度任用職員を支援員として採用し、児童の定員数に応じて必要な人数を配置しております。また、特別な配慮を必要とする児童への対応などもあり、支援員を配置基準以上に配置しておりますが、支援員となる会計年度任用職員の確保が非常に困難になってきております。将来にわたり、安定的な保育環境を継続して確保していくことが課題となってきます。支援員の安定的な配置による円滑な運営と質の確保、それから多様な事業メニューの提供等により、サービスの拡充等を考えますと、民営化も今後は視野に入れていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○友田香将雄議員

この1,000円の根拠に関しては、具体的なものはないという話だったというふうに伺っております。ここが、すごく私としては問題じゃないかなというふうに思っております。この後に続きますごみ袋の料金の改定であったり、下水道の改定のところに関しても、かなりしっかりとした明確な根拠を示された形での価格改定の議案だったというふうに感じております。それに比べて、もちろんその背景として人件費高騰の流れであったり、物価高騰の流れというのは大変理解するところではあるんですけど

も、ただ実際、その対策として各種県の事業として加配加算だったり、処遇改善加算だったり、今現在でも3つの事業が行われているところであります。実際、それで全てを網羅するというわけではないということはもちろん理解しているところではあるんですけども、今現在の状況での価格改定というよりは、将来にわたっての不安材料があるからの改定というふうにもどうしても捉えてしまいがちです。

先ほど、国の運営費のほうに50%の利用者負担を想定されてるってことだったんですけども、この根拠を町として示されることを私はいささか不思議な感じがあります。国として運営費の50%を利用者負担として考えられてるといふところはもちろん分かるんですけども、ただ実際、本町の負担額としては全体の3分の1ということであります。この50%という根拠を持ってきますと、町としては最終的に財政負担以上の、もし仮にこの運営費の50%のところを本当に進めていくのであれば、本町はこの3分の1の補助というところ以上の金額を保護者のほうからの負担として回収する形になりますので、町は実際、実情的に負担としてはしないという形に捉えてしまうような気がします。この50%という根拠に関しては、国の運営費のところはそもそもが職員さんの配置を非常勤のところを重きを置いて人件費の計算をされているということ自体が問題だというふうに思っておりますので、そこはしっかり国のほうにも働きかけが必要だというふうにももちろん理解しているところではあるんですけども、この国が運営費の50%というところの示されているというところを根拠にこの値上げを進めていくというのは、私としてはいささかどうなのかなというふうに思っております。

また、民設民営のところの金額に関しても、先ほど平均のところの提示をされましたが、これは一般質問のほうでもお話しさせていただきましたように、そもそもこの基本料金のところの民設民営の金額をここに持ってくるということ自体が計算としては私がおかしいんじゃないかなというふうに思っております。もちろん、県内のほうには民設民営、公設民営、様々な形態としてあるとは思いますが、実際、これが公設として設置されてるところが、本町としてはそういった形にしておりますので、そのベースを持ってくることをしないと、そもそもの土台として計算がおかしいんじゃないかなというふうに私としては思っております。そこを鑑みても、有田町、江北町のほうに関しては公設民営になっておりますが、同じようにその3,000円というところの試算を出されるのであればまだ分かるんですけども、民設民営のところも混ぜくったような形の試算としては、私はどうしても根拠としてはおかしいんじゃないかなというふうに思っております。

先ほどありました、冒頭もそうなんですけども、他の自治体と要は線を合わせたいという動きにもかかわらず、1,000円という今回の値上げにすることによって、特に佐賀西部に関しては断トツの金額になってくるということであります。これは、500円単位でもそもそもできたはずなんです。先ほど答弁にもありました。ほかの自治体に関しては500円ないし1,000円の値上げ、1,000円ベースで金額の設定をされているということであったのであれば、500円値上げをするということを考えられなかったというところに関して、なぜなのでしょう。そこを少し教えていただきたいと思っております。

あわせて、この3,000円という基本料金を設定されている自治体の多くが、おやつ

代に関してはこの利用料に含めるといった対応をされてるところもあります。また、本町としましては18時から18時半までの延長に関しては500円の延長料金が取られております。他自治体に関しては、もちろん様々あるとは思いますが、18時までの定時のところに関しても、18時半までの延長をしたいとした場合に、負担金なしで延長ができるという仕組みを取られているところもあります。他自治体と同じ金額を取るといふことであれば、そういった自治体がやっつてるような形での延長料金の負担なしであったりとか、おやつの利用料を含めた形での対応というのはできなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

○木須英喜保健福祉課長

まず最初に、国が運営費の50%を利用者負担というところがございます。

若干話もございましたが、国の運営費の考え方において、放課後児童健全育成事業における保護者の負担割合を50%程度とされているところ、白石町においては5年度の実績で計算しますと15%程度ということですので。増額の今回改定を行った場合でも22%程度となり、まだまだ大きな開きがあるというような状況です。

議員言われますところの、町はこの事業に対して財政負担をしないことを前提としているのかというふうなことでございましたが、どこの市町でも自治体の負担がございまして、国が示している利用者負担はあくまでも基本的な考え方でありまして。各自自治体の負担部分が子育て支援のサービスの一環として計上されているものというふうには私は解釈をいたしております。

それから、500円単位で上げられなかったかという話でございました。

我々も県内市町の状況等を見まして、白石町はもう一番安いほう、サービスとしてはいいかと思うんですが、今回も提案理由等でも出しましたとおり、人件費なり物価高騰等の影響もありまして、事業費が年々数百万円単位で増大をしているというような状況でございまして。そういったことから、保護者の方におかれましては少なからず応分の負担をいただけないかということで、金額を設定をさせていただいております。500円、1,000円という話もございまして、我々は県平均の4,000円ぐらいまでは何とか持っていきたいというふうな考えをしておりました。ですので、おっしゃるとおり500円でもよかったんですが、またその次も改定をかけます、その次も改定をかけますというのはいかかなものかというふうには考えております。また、2,000円から4,000円にいきなり倍増ということになりますと、保護者の方々の負担も大きいということで、今回非常に申し訳ないんですが、1,000円の値上げということではさせていただいております。

それから、延長のお話もございました。この延長料金の話なんですが、これにつきましてはこれまで答弁でも何回か申し上げてきておりますが、時間延長をした場合、全てのクラブに学童支援員2名の配置が必要となってまいります。これによりまして、人件費に影響が出てくる、事業費が大きくなるということになります。今回の改定では、延長料金については据え置いてございまして、今後白石町も民間委託を含めたところで、その事業者さんと開所時間等についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○友田香将雄議員

先にその延長の話なんですけども、すみません、私がお話ししたのは、確かに一般質問のほうでは定時に関して30分の延長をした場合って話をしたと思うんですけども、今回に関しては定時を18時にしたまま、今現在と一緒にです。今現在としたままに、その30分の延長をした場合に料金の徴収をしなかったらいんじゃないかということの質問させていただいております。料金を必ず徴収しなきゃいけないという規定はありませんし、今現在されている流れをそのまま踏襲するだけなので、人件費としては変わらないというふうに考えておりますが、そこについての答弁をお願いします。

また、先ほどもありましたように、県平均が4,000円程度というふうにあるんですけども、ここが一番かみ合わないところだと思うんですね。実際、公設民営だったり公設公営であったりした場合には、利用料の平均というのは2,300円弱なんです。そこを考えると、そもそものこの4,000円という平均が本当に妥当かどうかというところを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。ここは話がかみ合わないと思うので、もうしょうがないと思うんですけども、一番最初のところに答弁をいただけなかったのもう一回質問をさせていただきたいんですけども、値上げ後の江北町さんとしては1,500円以上我々離れます。大町町さんに関しては2,000円以上開きが出ます。ここに関して、一般質問の際には若干価格の差があると伺ったんですけども、本当にここは若干、要は許容できる範囲というふうに思われているのでしょうか。できればこちらは町長のほうも答弁をいただきたいと思います。

○木須英喜保健福祉課長

友田議員さんのほうから、江北であったり大町であったり、近隣の市町についてのお話が出てきております。

その中で、おやつ代であったり延長料金を取る、取らないであったり、そういったところは各市町の運営方法としていろいろパターンがございます。我々は、そのいろんな各市町の違いを一律に全部含めて比較しようというふうには考えておりません。あくまでも基本料金ベースのお話をさせていただいておりますので、そのところは御理解をいただきたいというふうに思います。

○田島健一町長

友田議員からは、放課後児童健全育成事業負担金についていろいろと御質問をいただいたところでございます。

私ども町といたしましても、全て今回のこの健全育成事業だけじゃなくて、値上げをさせていただくということについては、苦しい立場でもございます。今日の財政状況の中でいろいろと私たちも頭をひねくり流して、いろいろと対応しているところでございます。

特に、この児童予算というのは子育て世代ということで、今回の当初予算におきましても白石町は子育て支援事業というのはいろいろとやらさせていただいているとこ

でございます。子育て包括支援センター事業費であるとか、出産・子育て応援交付金事業であるとか、子育て応援デジタル商品券交付事業であるとか、いろいろと、またほかにも子どもの医療費事業費であるとか児童手当、また小学校の統合に向けてのいろんな事業もございます。

そういったことから、町の財政としてもどこかで負担をさせていただくということじゃなくて、先ほどお話ししてありましたように、20年間値上げもさせていただいてなかったものですから、ここら辺は少し受益者負担というところもさせていただきたいということで、先ほどの開きの話もありますけれども、うちの町としての判断で比較というのは、ここに小さな単位での比較ということじゃなくて、ある程度アバウトに比較をさせていただいて、頻繁に値上げをするんじゃないで、ある程度先も見通しながら人件費等々のことも考えながらさせていただいたということで、御理解をいただければというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

○友田香将雄議員

議案第47号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」反対討論をいたします。

今回の条例改正は、いわゆる学童の利用料を一律1,000円値上げするものではありませんが、幾つか根拠が不明確であります。

第1に、県内の学童利用料の平均額を根拠として、本町の利用料が極端に安く、近隣自治体並みに値上げしたいとのことでした。しかし、その平均額は公営と民営が混ざった金額であり、本町と同じく公設公営もしくは公設民営の場合で平均金額を計算しますと、決して本町は安いということではありません。また、学童を利用する場合、本件の利用料金とは別におやつ代もかかってきます。それを含めた金額で計算した場合、値上げ後は江北町とは1,500円以上、大町町とは何と2,000円以上高い、佐賀西部としては断トツで高い金額設定となっております。今回は、あくまで利用料にフォーカスを当てた値上げということではありますが、それであるならば木を見て森を見ず、本来の利用者の負担というところに関してなかなか目が届いてない形になってしまうというふうに思っております。値上げの説明にあった近隣自治体並みの料金を大幅に超える金額設定になってしまうことは、説明と矛盾を感じてしまいます。

第2に、1,000円という値上げ幅の根拠が不明確です。今回の値上げは、今後の人件費の高騰を理由の一つとして挙げられておりますが、人件費の高騰分に関しては国の施策として様々な処遇改善事業が複数展開されており、国も人件費支援について今後ますます進んでいく方針が打ち出されております。確かに、それら全てで網羅できるというふうには考えておりませんが、それでも1,000円という根拠として大変乏し

いものというふうに考えております。あわせて、将来的な民営化についても根拠として挙げられておりますが、本来民営化は財政負担軽減策として実施するものではなく、住民サービスの向上として行われるものです。財政的な問題として将来民営化を見据えている、それに伴う値上げということであれば、本町は子育て支援としての学童の重要性を十分に理解していないということではないでしょうか。

様々な物価高騰が起こっている昨今であります。現在の金額をそのままにということも思っているわけではありません。しかし、来年4月からの料金価格改定を8月に説明が行われ、9月に採決を行うといったスケジュールでは、十分に内容を吟味できているとは私としては思えません。今後、様々な現在補助をしております、これは子どもたちの話だけではありません。様々な住民に関わります予算に関してしっかりと議論を行うためには、今回のスケジュール感に関しては大変私としては不十分というふうに思っております。改定の時期や金額の改定幅、いずれにつきましても議論が不十分であるということをお私としては考えることから、今回の改定につきまして反対いたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○中村秀子議員

この件について、賛成の立場で討論させていただきます。

現在、保育の使用料は月2,000円、1日に換算すると100円、1時間に換算すると33円か40円か、そのうちで指導がなされております。このことについては、非常に今の労働環境を考えますときに安過ぎると私は以前から思っておりました。そこで働く支援員の皆さんの状況を見ると、また子どもたちの状況を見るにつれ、狭いところで長時間、非常に支援員も子どもたちもストレスを感じているに違いないと思っております。

このことについて、他の市町あるいは県の全体の状況と勘案しても、白石町の2,000円というのは非常に低い金額であるということは明白でございます。ひとり親家庭あるいは生活保護世帯、第2子以降の子どもたち、それぞれ本町は支援をしております。ひとり親家庭では2分の1、生活保護世帯では全額免除、2子以降も2分の1ということで扶助をされております。このように、本当に必要な人たちについてはある程度の支援をされておりますので、学童保育が健全に運営されるためには、本当に必要な子どもたちに必要な支援がいくことが必要ではないかと思っております。

また、職員の確保については、当課の職員の方々も非常に大変な思いをされております。近年、最低賃金の値上げもなされました。最低賃金に見合うそれ以上の報酬あるいは仕事に対する報酬というものを非常に反映させるためには、この使用料の値上げというのは必要であるかと思っております。それによって、教材や環境の整備に充実させることができようかと思っております。

また、監査委員の指摘にもありましたように、使用料の値上げというのは全般にわたって考えなければならない私たちの課題であると思っております。学童保育だけにかかわ

らず、今まで甘んじてきたいろいろな面の使用料についてはいま一度考えて、見直す時期に来ているのではないかと思います。学童保育の健全な事業運営、子どもたちもそうです、家庭もそうでありますけれども、町といたしましても支援員の状況といたしましても、1,000円の値上げというのは妥当であると思ひ、賛成討論をするわけですが、これによって願わくば常勤職員の設置や時間、そのときだけの支援ではなくて、1時間前からの支援だとか、そういうことに充実していただければと願うところで、賛成討論といたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

これより議案第47号「白石町放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第48号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第48号「白石町廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第49号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

公共下水道の料金の改定ですけれども、物価高騰と維持管理費の増という説明を受けた記憶があります。

まず、加入状況が停滞する中で値上げというのも仕方ないというふうに思いますが、大型施設の加入状況、大型施設がどれぐらいの加入率なのか、予定のところ、まずそれをお伺いします。

○土井 一生活環境課長

公共下水道への大型加入というふうなことですが、この下水道料金につきましては、水道料金に水道の使用水量に応じて下水道料金も設定させていただいております。

その水道使用料が大きな事業所というふうなことでの回答になりますけれども、町内には入所施設、病院とか介護施設とか、そういうところが結構多くあります。また、飲食店でも結構水量を使うお店があるようでございます。現在、医療関係、福祉関係を合わせますと、下水道のほうにまだ接続をしてないところが28施設ございます。ただ、大きな施設については合併浄化槽は設置してあるようでございます。また、飲食店についても、未接続のところは十五、六施設ございます。そういうところについても、下水道法からいけば供用開始、3年以内に接続しなければならないという法律での規定がございます。しかしながら、その法律の中にも、近々施設を解体するとか、接続に対してかなりの費用負担の捻出が難しいというふうなところに限っては、その3年を若干延長することはできるというふうなことになっております。

しかしながら、水道使用水量が多い、先ほど言った施設に関しましても、法律上は義務となっておりますが、罰則規定がないことから、いまだに接続をしてもらえない状況でございます。こういう施設に関しましては、今後リストアップをいたしておりますので、今年度早速、職員のほうで接続推進のほうに協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

大型施設の加入状況をお伺いしましたけども、まず大型施設には合併浄化槽が多分設置されてます。それと、試算をして考えられていると思います。その試算状況は把握されてますか。

それと、もう一つ加えて、現行の1,000立方メートルを超える部分に関して削除になった理由、これは大型施設に対する唯一の援助みたいに思いますけども、それをなくした理由はどういうことですかね。

○土井 一生活環境課長

まず、1点目の合併浄化槽の維持管理費と下水のほうにつなげた場合の下水道料金のその比較というふうなことになろうかと思えます。また、同じくその工事、接続に対する工事を含めたところでの比較ということで、幾つか事業所さんのほうに直接つないでもらえない理由は何でしょうかというふうなことをお尋ねさせていただきまし

た。

既に合併浄化槽が今ついているから、生活排水にはそれほど迷惑はかけていないと思っているというふうなことが1つ。それと、その接続に対して一時的ではあろうけれども、接続の費用、負担がかかると、深さもあるのでポンプまで設置しなければならないと、そういうことで費用がかさむと、そして下水道料金と比較した場合に、浄化槽の維持管理費用よりもうちの場合は下水道料金が高くなる見込みであるというふうなことをおっしゃっておられました。しかしながら、公共下水道、農業集落排水事業、町の政策でもありますし、法律上の規定もございますので、粘り強く接続のほうはお願いしてまいりたいと思っております。

それと2点目が、1,000立方メートル以上を削除して一律30立方メートル以上に一本化した、その理由というふうなことでございますが、町内に1,000立方メートル以上の水道使用料を使う施設というのは食品加工業を行っている事業所1箇所のみでございます。そこは下水道エリアではございません。佐賀西部水道企業団のほうの水道料金の規定についても、この規定はもうなくすというふうなことで、30立方メートル以上というふうな規定になされる予定でございますので、それを見越して合わせて統一させていただいたところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

この1,000立方メートルに関しては、大型の施設が誘致された場合はまた改正ということでもよろしいんですかね。

それと、最後になります。28施設ですかね。その集水桝の設置率、集水桝は設置されてるんですか。それと、私が聞いたところによると、維持費が合併浄化槽より2割じゃ済まんという話も聞いております。そういうふうになると、接続はなかなかされないというように思いますが、そういう対策、特例を設けてでも、その1,000立方メートルじゃなくて、そういうほかの対策をして加入を推進するというふうなことは考えておられないのですかね。

○土井 一生活環境課長

この下水道への接続の本来の趣旨と申しますのは、河川や海の汚濁を防止するため、生活雑排水がそのまま垂れ流しになることを防ぐためというふうなことで、水洗化率の向上というふうなことでうちのほうは推進させていただいております。実際的に、水洗化率と申しますのは、人口で申します、世帯の人口で。事業者さんについてはこの水洗化率には反映いたしません。国のほうもこの水洗化率を上げるためにいろんな補助、施策をいたしておりますので、申し訳ないんですが、事業者さんの分については町からの支援というのは、今のところ大きな支援は行っていない状況でございます。

先ほども申しましたが、大きな事業者さん、合併浄化槽は既に設置してありますので、その生活排水への汚濁という面から見れば、垂れ流しではないというふうなことから、強く今までお願い、回っていなかった状況でございますけれども、ただ下水道事業会計の面からいけば、つないでいただくことが町としても非常にありがたいと思

っておりますので、その辺も含めて今後接続推進の依頼をしまいたいと思います。
以上です。（「集水桝」と呼ぶ者あり）

集水桝の設置状況については、すみません、手元に資料がなくてですけども、大きな事業者さん、医療系については、ほとんど公共桝は設置してある状況です。ただ、飲食店関係については、公共桝がまだ設置されていないところが幾つかあると認識しております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第49号「白石町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第50号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

農業集落排水についてお伺いします。

農業集落排水、施設の老朽化も含めて維持費が大分かさんでいるというふうに感じております。真空方式にしたおかげで、これは農集は金食い虫というふうに考えておりますが、この辺の対策として、話によると公共下水のほうにつながりという話もありますけど、そこら辺の状況を踏まえて答弁をお願いします。

○土井 一生活環境課長

農業集落排水施設につきましては、合併前から設置してあるものもございます。かなり、おっしゃるとおり老朽化が進んでおりまして、今現在、機能強化事業としてその施設の更新を行っている状況でございます。ただ、この施設につきましては、耐用年数というものがありますので、今回機能強化で更新したとしても、また10年後、

15年後には、更新が必要になってくるというふうなことで、将来的にわたって多額の修繕維持費がかかってくると見込むことから、今回料金のほうもそれを見越した改定を考えているところです。

ただ、料金だけではこの将来的なものを維持できないというふうなことから、施設の集約化というふうなことで以前からお話しさせていただいております。具体的に言えば、有明の牛屋地区の農業集落排水施設を公共下水道へ接続し、またその先については下区の農集施設を住ノ江のほうに集約するというので、これに関しましては財政負担はつないだほうが、集約したほうが有利という結果も出ておりますので、その時期について今のところ試算をいたしておりますけれども、今現在の公共下水道の処理能力、それを牛屋のほうの人口、今現在つなぐとした場合には、今の処理能力では不足するというふうなことから、人口の将来予測をいたしまして、令和12年度以降であれば、今現在の処理能力で対応できるという見込みが出てまいりました。

しかしながら、御存じのとおり、本町においては学校の集約化、統合というふうなことで大型事業が控えておりますので、12年度以降、恐らくその数年先、14年度ぐらいをめどに、まず牛屋のほうを公共下水道のほうに接続できたらなというふうなことで、その財政状況を見ながら検討したいと思っております。その後、農集の下区のほうを住ノ江のほうに接続をできればと考えておるところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

農集に関して、機能強化事業ですかね、その国の事業で何年か前は大分滞った気がします。今現在は、順調に補助金が来ているのかどうかと、人口減少により農集も空き家が出れば少なくなるわけですね。そういうことで、集約化というふうな話もありますが、僅かでしょうけども減少率というのはどれぐらいなんですかね。それを含めて、再度。

○土井 一生活環境課長

すみません、人口減少率については調べてはおるんですが、突然のことで資料のほうを手元のほうに持ってきておりません。よろしければ、その減少率についてはよろしいでしょうか。申し訳ないです。

ただ、国からの補助金に関しましては、今のところ順調に申請した分については見ていただいておりますが、ただ年度によっては申請の100%じゃなくて、一部減額される場合もございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで、質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第50号「白石町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第51号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第51号「白石町立学校設置条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日から決算の議案審議です。

本日はこれにて散会します。

10時33分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年9月17日

白石町議会議長 片 淵 栄二郎

署 名 議 員 草 場 祥 則

署 名 議 員 井 崎 好 信

事 務 局 長 中 原 賢 一